

# 令和6年度 市民税・都民税申告の手引き

申告期限は3月15日(金)です

市民税・都民税は、その年の(令和6年)1月1日時点での居住地で賦課されます。

市民税・都民税申告書は、以下の方にお送りしております。

- 前年に市民税・都民税申告書(以下「申告書」)をご提出された方
- 前年中に西東京市に転入された方
- ※ 申告書をお送りしておりますが、市民税・都民税申告が**必要な方のみ**ご提出ください。

## ◆市民税・都民税申告が必要な方 ※フローチャートは、2ページをご参照ください。

### 1 令和5年中に所得(収入)がある方

※ 令和5年中に所得(収入)がある方でも、市民税・都民税申告が不要な場合があります。詳細は「◆市民税・都民税申告が不要な方」をご参照ください。

### 2 令和6年1月1日に西東京市に事務所・事業所・家屋敷を有する方で、市外に居住している方

市外に居住している方でも、西東京市に事務所・事業所・家屋敷を有する場合は、均等割が課税される場合があります。

例：市外に居住しているが、個人で経営している事務所・事業所が西東京市にある方  
単身赴任をしていて、西東京市内の住宅(持家、賃貸不問)にご家族がお住まいの方  
→申告書裏面㊦に事務所・事業所・家屋敷の所在地をご記入ください。

## ◆市民税・都民税申告が不要な方 ※フローチャートは、2ページをご参照ください。

### 1 上記「◆市民税・都民税申告が必要な方」の「1 令和5年中に所得(収入)がある方」のうち次の①～④に該当する方

- ①令和5年分の所得税の確定申告書を税務署に提出する方又はした方
- ②令和5年中の所得(収入)が給与のみで、給与支払報告書が勤務先から市に提出されている方
- ③令和5年中の所得(収入)が公的年金等のみで、公的年金等支払報告書が支払先から市に提出されている方

※②・③に該当する場合でも、内容に変更・追加がある方は申告が必要です。

### ④令和5年中の合計所得金額が、以下のいずれか(市民税・都民税の非課税)に該当する場合

- ・ご自身の前年中の合計所得金額が次の算式で得た金額以下の場合  
 $35万円 \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族}(\ast 1) \text{の数} + 1) + 10万円 + 21万円(\ast 2)$ 
  - ※1 扶養親族には年少扶養親族(年齢が16歳未満)も含まれます。
  - ※2 21万円は同一生計配偶者または扶養親族がいる方の場合のみ加算します。
- ・ご自身が障害者、寡婦、ひとり親、未成年者のいずれかの方で前年中の合計所得金額が135万円以下の場合

### 2 令和5年中に所得(収入)がなかった方

※ 令和5年中、所得(収入)がなかった方・市民税・都民税が非課税となる方でも非課税証明書の発行、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険などの各種保険料の算定、国民年金の免除申請等で市民税・都民税申告が必要となる場合があります。該当する方は申告書をご提出ください。

# ◆市民税・都民税申告が必要か確認しましょう

## スタート

令和6年1月1日に西東京市に住民登録（生活の本拠）がありましたか。

はい

いいえ

令和5年中に所得（収入）がありましたか。  
※障害年金・遺族年金・雇用保険給付金等は含まれません。

令和6年1月1日に住民登録（生活の本拠）がある  
市区町村にお問い合わせください。

はい

いいえ

令和5年分の所得税の確定申告書を税務署に提出しましたか（する予定ですか）。

令和6年1月1日に西東京市に居住している親族が、年末調整や所得税の確定申告、市民税・都民税申告等により、あなたを税法上の同一生計配偶者、扶養親族として申告しますか。

はい

いいえ

はい

いいえ

A

B

C

令和5年中の所得（収入）について、該当する項目に進んでください。

1か所からの  
給与収入のみ  
の方

公的年金等収入のみ  
の方（個人年金は公  
的年金等に含ませ  
ん。）

主な給与収入以外で、年末調整され  
なかった給与収入金額と各種所得  
金額（個人年金による雑所得・  
営業所得・不動産所得等）の合計  
が20万円を超えますか。

主な収入が公的年金等で、  
公的年金等に係る雑所得  
以外の各種所得金額（個人  
年金による雑所得・営業所  
得・不動産所得等）の合計  
が20万円を超えますか。

主な収入が、営業所  
得、農業所得、不動  
産所得、一時所得  
又は譲渡所得等の方

はい

いいえ

はい

いいえ

D E

D E

D

給与収入が2,000万円以下で、かつ、  
年末調整が済んでいますか。

公的年金等の年間の収入金額が400万円以下ですか。  
※外国の法令に基づき支払われる年金等、源泉徴収の対象に  
ならないものについては、「いいえ」に進んでください。

はい

いいえ

はい

いいえ

D

D

年末調整で申告した以外の各種控除（配偶者、扶養親族、生命保険料、寡婦、ひとり親、障害者、医療費等）に変更・追加はありますか。

公的年金等の源泉徴収票に記載されている各種控除（配偶者、扶養親族、生命保険料、寡婦、ひとり親、障害者、医療費等）に変更・追加はありますか。

はい

いいえ

はい

いいえ

所得税の確定申告（還付申告）をしますか。

勤務先から西東京市へ、「給与支払報告書」が提出されていますか。※提出の有無は勤務先にご確認ください。

所得税の確定申告（還付申告）をしますか。

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

いいえ

はい

A E

A E

A E

A

結果より、次のA～Eをご参照ください。⇒

**A**

市民税・都民税申告は不要です。

**B**

市民税・都民税申告は不要です。

※非課税証明書に所得金額の記載が必要な方は市民税・都民税申告が必要です。

**C**

市民税・都民税申告が必要な場合があります。

※非課税証明書の発行、国民健康保険など各種保険料、国民年金の免除申請等に該当がない方は、市民税・都民税申告は不要です。

**D**

市民税・都民税申告ではなく、所得税の確定申告が必要となる場合があります。

※所得税の確定申告の要・不要については、東村山税務署にお問い合わせください。  
所得税の確定申告が不要と案内を受けた場合は市役所へ申告書をご提出ください。

**E**

市民税・都民税申告が必要です。

### 【所得税の確定申告は東村山税務署へ】

現在、西東京市に居住している方の所得税の確定申告書の提出先は、東村山税務署になります。  
所得税の確定申告の要・不要については東村山税務署へお問い合わせください。

東村山税務署 〒189-8555 東村山市本町1-20-22

(電話) 042-394-6811 (国税庁HP) <https://www.nta.go.jp>

所得税の確定申告については、簡易な申告の方（給与所得者の還付申告や公的年金（個人年金を含む）の申告等）は市役所でもご相談・作成ができます。

**※市役所での所得税の確定申告のご相談・作成は、会場と期間が限られますので、ご注意ください。（4ページ下部(注)をご参照ください。）**

**以下の申告の内容は、市役所ではご相談・作成ができませんのでご注意ください。**

- ・ 配当所得等の申告
- ・ 青色申告
- ・ 収支内訳書が作成されていない事業所得の申告及び不動産所得の申告
- ・ 分離課税（土地・建物及び株式等の売却による譲渡所得の申告）
- ・ 住宅ローン控除の申告（初年度及び住宅ローン控除申告書が未作成のもの）
- ・ 相続や贈与に係る生命（損害）保険契約に基づく年金所得の申告
- ・ 国外居住親族に係る扶養控除や市外居住の方の申告
- ・ 令和4年分以前の過去の申告や亡くなった方の申告（準確定申告）
- ・ その他特殊な申告（例：雑損控除・災害減免・外国税額控除・仮想通貨の申告等）

## ◆申告書提出までの流れ

申告に必要なものを準備する

令和5年中の収入や控除に関する書類等を準備します。

- ・給与や公的年金等の収入があった方は源泉徴収票
  - ・給与、公的年金等収入以外の方は、収入金額や経費の算定基礎となる証明書や領収書等
  - ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金等の領収書等
  - ・生命保険、地震保険の控除証明書等、医療費控除の明細書や寄附金の領収書等
  - ・障害者の方は障害者手帳等
  - ・勤労学生の方は在学証明書または学生証
  - ・個人番号（マイナンバー）を確認する際に必要となる書類
- 以下の①～③のいずれかが必要となります（郵送の場合は、写しを同封してください）。
- ①個人番号カード（マイナンバーカード）
  - ②通知カード及び公的機関が発行した顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、住基カード等）
  - ③個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し及び公的機関が発行した顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、住基カード等）
- ※②・③に該当する場合で顔写真付きの証明書をお持ちでない方は、公的機関が発行した証明書（保険証、年金手帳等）2点が必要となります。

申告書を作成する

- 手順1 住所、氏名、個人番号（マイナンバー）などを記入します。
- 手順2 収入金額、所得金額等を記入します。（⇒6～8ページ）
- 手順3 所得から差し引かれる金額に関する事項を記入します。（⇒9ページ）
- 手順4 税額から差し引かれる金額に関する事項を記入します。（⇒10ページ）

申告書を出す

- 令和6年度市民税・都民税申告の期限は、**令和6年3月15日（金）**です。
- 申告書の提出方法は次のとおりです。
- ・郵送により、市民税課へ送付する。
  - ・申告会場、出張窓口に持参する。

## ◆提出・相談窓口

申告書の提出期限は、令和6年3月15日（金）です。申告期限間際になりますと大変混雑いたしますので、お早めにご提出ください。

### ◎郵送によるご提出にご協力ください

郵送によりご提出いただく場合には、記入済みの申告書と添付書類を入れてお送りください。また、申告書の『控え』の返信をご希望の方は、返信用の封筒（住所・氏名を明記し、切手を貼ったもの）を同封してください。

### ◎申告相談会場

会場		期間	場所	受付時間
市庁舎	田無庁舎	2月16日（金）～ 3月15日（金） （土・日・祝を除く）	2階展示コーナー申告会場	午前9時～午後4時
	保谷庁舎	3月11日（月）～ 3月15日（金）	防災センター6階申告会場	午前9時～午後4時
その他の公共施設での出張窓口 （注）	住吉会館ルピナス	1月29日（月）	住吉町6-15-6	①柳沢公民館及びひばりが丘公民館につきましては ・午前9時30分～11時30分 ・午後1時～3時 となります。 ②その他会場につきましては 午前9時30分～午後1時30分 となります。
	下保谷福祉会館	1月30日（火）	下保谷4-3-20	
	新町福祉会館	1月31日（水）	新町5-2-7	
	ひばりが丘公民館	2月1日（木）	ひばりが丘2-3-4	
	芝久保公民館	2月2日（金）	芝久保町5-4-48	
	柳沢公民館	2月5日（月）	柳沢1-15-1	
保谷東分庁舎地下1階市民税課臨時窓口（注）		2月7日（水）～ 3月8日（金） （土・日・祝を除く）	中町1-6-8	午前9時～午後4時

※田無庁舎夜間窓口の開設…2月16日（金）・2月22日（木） 午後6時～8時

※申告期間中（2月16日（金）～3月15日（金））は、庁舎の申告会場が大変混み合いますので、なるべく郵送によるご提出又は最寄りの出張窓口をご利用ください。また、ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

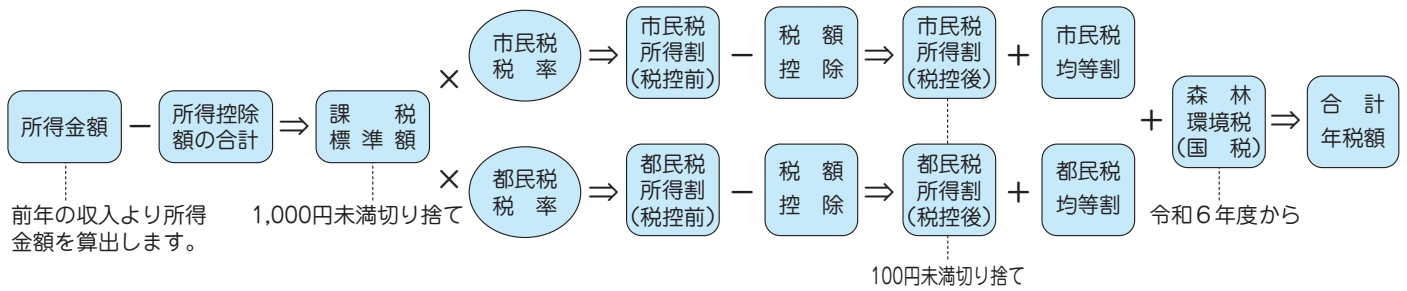
※受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※「その他の公共施設での出張窓口」は、午前9時までは、会場に入れませんのでご注意ください。

**（注）所得税の確定申告については、提出のみ（全ての項目の記載が終了しているものに限る）の受付となります。所得税の確定申告のご相談及び作成については、税務署または上記市庁舎開催の会場（田無庁舎及び保谷庁舎）をご利用ください。**

# ◆市民税・都民税のしくみ

市民税・都民税の税額は、一般的に次の流れにより算出します。



※市民税・都民税の税率や税額控除の内容などについては、別紙「市民税・都民税計算表」をご参照ください。

## 【記入例】

収入：給与収入80万円・公的年金等収入180万円、社会保険料：支払額20万円（介護保険料8万円、源泉徴収票に記載されている社会保険料12万円）、一般生命保険料（新制度）：支払額5万円、個人年金保険料（新制度）：支払額12万円、介護医療保険料：支払額5万円、地震保険料控除：支払額2万円、同一生計配偶者・扶養親族2名（うち1名は16歳未満の扶養親族）ありの場合

住所欄上段には令和6年1月1日の住所を、その後転出転居した場合は、下段にその住所をご記入ください。  
氏名、生年月日の欄には、あなたの氏名、フリガナ、生年月日をご記入ください。個人番号（マイナンバー）、電話番号の欄には、それぞれの内容をご記入ください。

①所得金額  
令和5年1月1日から12月31日までの収入の状況をご記入ください。  
(⇒6～8ページ)

②所得から差し引かれる金額  
該当する所得控除の内容について、支払金額や扶養親族の方の氏名や個人番号（マイナンバー）などの必要事項をご記入ください。  
(⇒9ページ)

1月1日住所所在地	西東京市南町五丁目6番13号	資料番号	
現住所	同上	個人番号(マイナンバー)	1111111111111111
フリガナ	ニシトウキョウ タロウ	生年月日	昭和30年2月1日
氏名	西東京 太郎	宛名番号	
		電話番号	042-464-1311

種類	① 収入金額	② 必要経費	③ 専従者控除額	所得金額 (A-B-C)
事業				
営業等				16
農業				17
不動産				20
配当				21
給与				22
給与収入	800,000			23
公的年金等	1,800,000			24
年金収入				25
雑業務				26
その他				27
総合譲渡・一時				28
合計				850,000

所得から差し引かれる金額	金額
③④ 雑損 ③⑤ 医療費の計算は裏面⑥です。	
社会保険料控除	80,000
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	50,000
地震保険料控除	20,000
本人該当事項	
配偶者・配偶者控除	
配偶者特別控除	
扶養親族 16歳以上	
西東京 春男 子	
西東京 夏子 孫	

市処理欄	金額
③④ 雑損	
③⑤ 医療費	
③⑥ 控除	0.000
③⑦ 配特	0.000
③⑧ 扶養	0.000
③⑨ 基礎	0.000
③⑩ 合計	

## ◆所得（収入）がなかった方

令和5年1月1日～令和5年12月31日までに申告する所得（収入）金額がない方は、申告書表面⑳に「0」と記入し、申告書裏面①の該当する状況の番号に○をつけ、必要事項をご記入ください。

なお、申告書表面「②所得から差し引かれる金額」（本人該当事項・扶養等）に該当のある方はご記入のうえご提出ください。

### ① 所得（収入）がなかった方の記入欄

前年（令和5年）中の状況について該当する番号に○をつけ、必要事項を記入してください。

1 次の者から扶養、援助を受けていた。 氏名 _____ 続柄 _____ 電話番号 _____ 住所 <input type="checkbox"/> 表面の <input type="checkbox"/> 現在所と同じ _____	4 非課税年金・手当を受けていた。 イ 遺族年金   ロ 障害年金   ハ 雇用保険   ニ その他 受給先 _____ 年間受給金額 _____
2 学生の場合（令和5年12月31日現在で記入） 学校名 _____ 年 _____	5 預貯金で生活していた。
3 生活保護法による生活扶助を受けていた。 年 月 日 から 年 月 日・現在まで _____	6 その他（前年中の生活状況を具体的に記入してください）

## ① 所得金額

所得の種類ごとに、1年間の収入金額から必要経費などを差し引いて、所得金額を計算します。なお、給与や公的年金等の場合には、収入金額から一定の計算式により所得金額を算出します。

## ◆会社に勤めていた方、アルバイト等による給与収入があった方

### ○給与所得の源泉徴収票がある方（令和5年分の源泉徴収票が必要です。）

- ・源泉徴収票の「支払金額」欄に記載のある金額を申告書表面㉑へ、また「給与所得控除後の金額」欄に記載のある方は、金額を申告書表面㉒へご記入ください。
- ・源泉徴収票の原本又は写しを添付し、ご提出ください。
- ・控除内容に変更のある方は、9ページの「②所得から差し引かれる金額」を参考に、控除内容を申告書にご記入のうえ、必要となる証明書等を添付し、ご提出ください。

### ○給与所得の源泉徴収票がない方

- ・申告書裏面②「給与収入」に、月ごとの収入金額等をご記入ください。
- ・収入金額の合計額を申告書表面㉑にご記入いただき、収入金額を基に右表により算出した給与所得の金額を申告書表面㉒へご記入ください。

### ◆給与所得の計算式

収入金額A	給与所得の金額
～550,999円	0
551,000円～1,618,999円	A－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	A÷4※×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	A÷4※×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	A÷4※×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A×0.9－1,100,000円
8,500,000円～	A－1,950,000円

※A÷4で計算した金額は、1,000円未満を切り捨てます。

### ○所得金額調整控除

以下に該当する場合には、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。所得金額調整控除を差し引いた金額を申告書表面㉒へご記入ください。

- 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
  - 本人が特別障害者に該当する
  - 年齢23歳未満の扶養親族を有する
  - 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額＝（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10%  
※所得金額調整控除のみの対象となる方については、申告書表面の「扶養親族」記載欄に氏名等を記入のうえ、所得金額調整欄にチェックをしてください。

- 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝（給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円））－10万円

※1の控除がある場合は、1の控除後の金額から控除します。

◆**公的年金等による収入があった方**（令和5年分の「源泉徴収票」が必要です。「振込通知書」ではありません。）

公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告が不要です。ただし、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。所得税の確定申告が不要な方でも、市民税・都民税の算定にあたり生命保険料控除や医療費控除等、源泉徴収票に記載のない控除を追加するには、申告書の提出が必要となります。※確定申告をした方は、市民税・都民税申告は不要です。

- ・公的年金等の収入金額については、年金支給者から「公的年金等の源泉徴収票」が送られてきますので、源泉徴収票に記載されている「支払金額」を申告書表面⑩へご記入ください。
- ・所得金額については、下表により算出した、公的年金等に係る雑所得の金額を申告書表面⑩へご記入ください。
- ・障害年金、遺族年金、遺族恩給（扶助料）は非課税所得となりますので、申告書表面⑩には記入せず、申告書裏面の「①所得（収入）がなかった方の記入欄」の「4」へご記入ください。

◆**65歳未満の方**（昭和34年1月2日以後生まれ）

		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
公的年金等の収入金額 A	～1,299,999円	A－600,000円※	A－500,000円※	A－400,000円※
	1,300,000円～4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

◆**65歳以上の方**（昭和34年1月1日以前生まれ）

		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
公的年金等の収入金額 A	～3,299,999円	A－1,100,000円※	A－1,000,000円※	A－900,000円※
	3,300,000円～4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
	10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

※マイナスのときは0になります。

1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

### ◆営業等・農業・不動産の収入があった方

- ・申告書裏面③に、収支明細を記入し、それぞれの合計額を申告書表面の該当する所得の種類「**①収入金額**」「**②必要経費**」へご記入ください。  
また、専従者控除がある方は、「**③専従者控除**」へご記入ください。
- ・上記「**①-②-③**」で算出した金額を、該当する所得の種類「**所得金額**」欄へご記入ください。

### ◆利子の収入があった方

支払いを受けた利子のうち、市民税・都民税の源泉分離課税の適用を受けていないもの（外国預金の利子など）があった方は、その金額を申告書表面⑳へご記入ください。

※利子所得は収入金額＝所得金額となるため、収入金額等の記入は不要です。

### ◆配当の収入があった方

#### ○総合課税の配当

- ・株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配などがあった方は、申告書表面の「配当」欄の「**①収入金額**」「**②必要経費**」をご記入ください。  
（必要経費は、株式などの元本取得に要した負債の利子がある場合にのみご記入ください。）
- ・上記「**①-②**」で算出した金額を、申告書表面㉑へご記入ください。

#### ○申告分離課税の配当

- ・上場株式等（大口株主等が支払を受けるものを除く。）の配当等で申告分離課税を選択する場合は、申告書裏面④「上場株式等の配当等」欄の「**収入金額**」「**必要経費**」にその金額をご記入ください。  
（必要経費は、株式などの元本取得に要した負債の利子がある場合にのみご記入ください。）

※特定配当等の額を申告する場合は、市民税・都民税の特別徴収額を、申告書裏面㉒⑨「**配当割額**」へご記入ください。

※上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しについては、10ページをご参照ください。

### ◆総合譲渡の収入があった方…「短期」→保有期間5年以下 「長期」→保有期間5年超

土地・建物以外の資産（ゴルフ会員権、書画など）の譲渡による収入があった方が該当となります。

※土地・建物など不動産の譲渡は分離課税の対象となり、通常、所得税の確定申告が必要となります。

- ・申告書裏面⑤の「短期」「長期」の区分ごとに「**A.収入金額**」「**B.必要経費**」「**C.特別控除**」をご記入ください。
- ・上記「**A-B-C**」で算出した金額を、申告書表面⑩⑤又は、⑩⑥へご記入ください。

### ◆一時的な収入があった方

生命保険契約や損害保険契約等に基づく一時金・満期返戻金解約による保険金（保険料の支払者が受取人として支払を受けた場合）などの収入があった方が該当となります。

- ・申告書裏面⑤の「一時」欄の「**A.収入金額**」「**B.必要経費**」「**C.特別控除（50万円）**」をご記入ください。
- ・上記「**A-B-C**」で算出した金額を、申告書表面⑩⑦へご記入ください。

### ◆その他の収入があった方

原稿料、講演料、シルバー人材センターなどの副収入による収入があった方が該当となります。

- ・申告書表面「雑」の「**業務**」欄の「**①収入金額**」「**②必要経費**」をご記入ください。
- ・上記「**①-②**」で算出した金額を、申告書表面⑥①へご記入ください。

生命保険の年金（個人年金保険）などの収入があった方が該当となります。

- ・申告書表面「雑」の「**その他**」欄の「**①収入金額**」「**②必要経費**」をご記入ください。
- ・上記「**①-②**」で算出した金額を、申告書表面⑥⑤へご記入ください。



## ②所得から差し引かれる金額

所得から差し引かれる金額（所得控除）について、以下の控除のうち該当するものがある場合は必要な事項へご記入ください。

※ 所得控除の控除金額等の詳細については、別紙「市民税・都民税計算表」をご参照ください。

※ 控除額が源泉徴収票に記載されており、その源泉徴収票の原本又は写しを添付する場合は添付書類は不要です。

控除の種類	記入方法等		記入欄	添付書類
雑損控除	本人や総所得金額等が48万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合又は、本人が災害等に関連してやむを得ない支出をした場合にご記入ください。 損失金額－補てんされた金額＝Aを基として計算し、次の①・②のいずれか多い金額 ① A－総所得金額等の合計額×10% ② Aのうち災害関連支出の金額－5万円		表面 ⑩ 裏面 ⑥	・災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書
医療費控除 どちらか一方のみ 選択可  ※申告後の変更は できません。	通常の 医療費控除	本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合にご記入ください。 支払った医療費等－補てんされた金額－（総所得金額等の合計額×5%又は10万円のいずれか少ない額）をご記入ください。 ※最高200万円	表面 ⑪ 裏面 ⑥	・医療費控除の明細書 ・医療費通知（医療費のお知らせ）原本 ・おむつ証明書等 ※領収書等は自宅で5年間保存
	セルフメディケーション 税制	本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために前年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合にご記入ください。 特定の医薬品の購入費－補てんされた金額－12,000円の算出額をご記入ください。 ※最高88,000円	表面 ⑪ 裏面 ⑥	・セルフメディケーション税制の明細書 ※領収書等は自宅で5年間保存
社会保険料控除	前年中に本人や生計を一にする配偶者その他の親族のために負担した社会保険料（国民健康保険料（税）、国民年金保険料、厚生年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など）の全額をご記入ください。		表面 「社会保険料控除」 ・⑫	・国民年金保険料及び、国民年金基金の掛金については、控除証明書等
小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った第一種共済掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の全額をご記入ください。		表面 ⑬	・支払った掛金額の証明書
生命保険料控除	受取人が本人や生計を一にする配偶者その他の親族となっている生命保険契約、個人年金保険契約に基づいて、本人が前年中に支払った保険料がある場合にご記入ください。 生命保険会社から送られてくる控除証明書等をもとに、区分ごとに支払った金額の内訳をご記入ください。 ※申告書の記載以外に控除額の計算をする場合は別紙「市民税・都民税計算表」をご参照ください。		表面 ⑭・⑮・⑯ ・⑰・⑱	・支払額などの証明書（控除証明書）
地震保険料控除	損害保険契約等について、本人が支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合にご記入ください。 保険会社から送られてくる控除証明書等をもとに、地震保険料の支払額または旧損害保険料の支払額をご記入ください。 ※申告書の記載以外に控除額の計算をする場合は別紙「市民税・都民税計算表」をご参照ください。		表面「地震保険料の支払額」 表面「旧長期損害保険料の支払額」⑲	・支払額などの証明書（控除証明書）
障害者控除 （本人の場合） 注記1	本人が障害者である（「障害者」とは知的、身体、精神、戦傷病者等の障害の認定を受けている）場合にご記入ください。 身体障害者1・2級、精神障害者1級、重度の知的障害者等の場合は、特別障害者控除となります。		表面「本人該当事項」 「障害者控除」区分	・障害者手帳の写しなど
ひとり親控除 注記1	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次のいずれにも当てはまる方はご記入ください。 ・合計所得金額が500万円以下である ・総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者又は扶養親族になっていない生計を一にする子がいる ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない		表面「本人該当事項」 「ひとり親」区分	なし
寡婦控除 注記1	ひとり親控除に該当せず、次のいずれにも当てはまる方はご記入ください。 ・合計所得金額が500万円以下である ・以下のいずれかに該当 ◆夫と死別した後婚姻をしていない又は夫が生死不明など ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で合計所得金額が48万円以下の扶養親族を有する ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない		表面「本人該当事項」 「寡婦」区分	なし
勤労学生控除 注記1	本人が学生で自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が75万円以下でその合計所得金額のうち、勤労によらない所得が10万円以下の場合にご記入ください。		表面「本人該当事項」 「勤労学生」区分	・学生証 ・在学証明書等
同一生計配偶者・配偶者控除 注記1	本人と生計を一にする配偶者がおり、配偶者（事業専従者を除く）の合計所得金額が48万円以下の場合にご記入ください。 ※国外居住親族については、10ページをご参照ください。		表面「同一生計配偶者・配偶者控除」	なし
配偶者特別控除 注記1	本人の合計所得金額が1,000万円以下で配偶者（事業専従者を除く）の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合にご記入ください。 ※国外居住親族については、10ページをご参照ください。		表面「配偶者特別控除」 「配偶者の給与収入・年金収入」	なし
扶養控除（親族） 注記1	本人と生計を一にする親族（事業専従者を除く）で合計所得金額が48万円以下の方がいる場合にご記入ください。 16歳以上：平成20年1月1日以前生まれ 16歳未満：平成20年1月2日以後生まれ ※国外居住親族については、10ページをご参照ください。		表面「扶養親族」 「居住形態」	なし
障害者控除 （扶養親族の場合） 注記1	生計を一にする同一生計配偶者又は扶養親族が障害者である（「障害者」とは知的、身体、精神、戦傷病者等の障害の認定を受けている）場合にご記入ください。 身体障害者1・2級、精神障害者1級、重度の知的障害者等の場合は、特別障害者控除となります。 ※国外居住親族については、10ページをご参照ください。		表面「扶養親族」 「居住形態」 「障害区分」	・障害者手帳の写しなど

注記1：前年の12月31日の現況で判定します。同一生計配偶者又は扶養親族が前年中に死亡している場合は、その死亡時点の現況によって判定します。

## ◆国外に居住する親族に係る扶養控除等について

令和6年度から、30歳以上70歳未満の国外居住親族が、扶養控除（親族）の適用から除外されます。ただし、以下のいずれかに該当する場合は30歳以上70歳未満の国外居住親族についても扶養控除（親族）の適用対象となります。

1. 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方
2. 障害者の方
3. 納税義務者から、前年中に生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方

申告書表面の扶養親族欄等の「居住形態」「国外」に○をご記入ください。また、扶養親族が配偶者以外の場合は、「国外の場合」の1～3の該当番号に○をご記入ください。以下の表より添付書類を確認し、ご提出ください。

添付書類	親族関係書類 ※1	送金関係書類 ※2	留学ビザ等相当書類
配偶者/配偶者特別控除	○	○	×
30歳未満/70歳以上の方	○	○	×
1. 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方	○	○	○
2. 障害者の方	○	○	×
3. 納税義務者から、前年中に生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている方	○	○ (支払金額が38万円以上のもの)	×

- ※1 ・戸籍の附票の写しその他国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し  
 ・外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるもの）
- ※2 ・金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引により本人から国外居住親族に支払をしたことがわかる書類  
 ・クレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカードを使用し、商品を購入したこと等により、その代金を本人から受領したこと等を明らかにする書類
- いずれの書類も、外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。

## ③ 税額控除

### ◆寄附金税額控除

令和5年中に以下の寄附団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合は、その区分ごとに寄附金額を申告書裏面㉗へご記入ください。

寄附団体	記入欄	添付資料
都道府県・市区町村（ふるさと納税）	㉗	寄附金の受領書
東京都共同募金会・日本赤十字社東京都支部	㉘	
東京都が条例により指定した団体	㉙	
西東京市が条例により指定した団体	㉚	

※都道府県・市区町村（ふるさと納税）への寄附については、寄附金の受領書に代えて、特定事業者が発行する「寄附金控除に関する証明書」を添付することができます。

※控除額の算出方法については、別紙「市民税・都民税計算表」をご参照ください。

### ◆特別徴収された配当割額及び株式等譲渡所得割額

市民税・都民税が特別徴収されたいわゆる特定配当等の額又は特定株式等譲渡所得金額を申告される方は、特別徴収された市民税・都民税額を申告書裏面㉛㉜配当割額・㉝株式等譲渡所得割額へそれぞれご記入ください。

## ④ 徴収方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する市民税・都民税の徴収方法について、給与から差し引くこと（特別徴収）とするか、金融機関窓口などで、ご自身で納付すること（普通徴収）とするかを選択する場合は、申告書裏面㉞㉟特別徴収・㊱普通徴収へそれぞれチェックをしてください。

## ⑤ 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

上場株式等の配当所得等については、所得税と市民税・都民税で異なる課税方式（申告不要、総合課税又は申告分離課税）を選択することが可能となっていました。税制改正により令和6年度（令和5年分）から所得税と市民税・都民税で課税方式を一致させることとなりました。

## 【市民税・都民税の申告は市民税課へお問い合わせください】

- 西東京市役所 042-464-1311 （内線）11321～11328
- 市民税課市民税係 042-460-9827・042-460-9828